

○農林水産省令第一号  
経済産業省令第一号  
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令  
(平成三年政令第三百二十七号)別表第五の四の  
項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促  
進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に  
規定する調味料に関する省令を次のように定め  
る。  
平成二十年二月六日

農林水産大臣 若林 正俊  
経済産業大臣 甘利 明

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別  
表第五の四の項の上欄に規定する主務省令で定め  
る調味料は、次に掲げる物品であつて、食用油脂  
を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充  
てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器か  
ら当該物品及び当該物品の臭いを除去できるもの  
とする。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別  
表第五の四の項の上欄に規定する主務省令で定め  
る調味料は、次に掲げる物品であつて、食用油脂  
を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充  
てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器か  
ら当該物品及び当該物品の臭いを除去できるもの  
とする。

告

示

- 一 しょうゆ  
二 しょうゆ加工品(主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。)
- 三 みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであつて、アルコール分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第一号に規定するアルコール分をいう。))が一度未満、エキス分(酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。))が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。)
- 四 食酢
- 五 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであつて、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。)
- 六 ドレッシングタイプ調味料

○法務省告示第五十三号  
戸籍法第七十二条の二第二項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱つ市区町村長に指定する。  
この指定は、平成二十年二月二十三日から効力を生ずる。  
平成二十年二月六日  
法務大臣 鳩山 邦夫

山梨県北都留郡丹波山村長  
大阪府四條畷市長  
沖縄県島尻郡与那原町長  
山形県西村山郡大江町長  
北海道岩見沢市長  
○法務省告示第五十四号  
公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件(平成十三年法務省告示第四百四十九号)の一部を次のように改正する。  
この告示は、平成二十年二月十二日から効力を生ずる。  
平成二十年二月六日  
法務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第五十二号  
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画(昭和六十二年郵政省告示第六百六十一号)の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。  
平成二十年二月六日  
総務大臣 増田 寛也

第7の1(1)の表(東京)の項中  
多摩 27  
新 27  
を「新」  
27

第7の1(2)の表(静岡)の項中  
御殿場 24  
を「御殿場」  
20

第7の1(3)の表(東京)の項中  
多摩 26  
新 26  
を「新」  
26

0.03  
「改め、同表(静岡)の項中」  
御殿場 14  
を「御殿場」  
26

13  
0.01  
「改め、」  
多摩 21  
新 21  
を「新」  
25

第7の3(1)の表(東京)の項中  
多摩 21  
新 21  
を「新」  
25

第7の3(2)の表(静岡)の項中  
御殿場 21  
御殿場 21  
を「御殿場」  
25

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備  
(三) 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) (1) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(ア) 次の図一及び一次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を若手県庁並びに花巻市役所及び金ケ崎町役場に備え置いて縦覧に供する。  
○農林水産省告示第九十三号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十年二月六日  
農林水産大臣 若林 正俊

(一) 保安林の所在場所 大阪府河内長野市滝畑一、二、三六、南河内郡河南町大字平石六四四の一、二、六四四の一三  
(二) 指定の目的 水源のかん養  
(三) 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) (1) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(一) 保安林の所在場所 大阪府豊能郡能勢町野間稲地一五の一、一四九の一、一四九の二  
(二) 指定の目的 土砂の流出の防備  
(三) 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) (1) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(一) 保安林の所在場所 若手県胆沢郡金ヶ崎町永栄上の沢山一の一・二・永沢不同沢二七の六・九・二七の七三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林の所在場所 若手県胆沢郡金ヶ崎町永栄上の沢山一の一・二・永沢不同沢二七の六・九・二七の七三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)